

2013年の主要な法改正の振り返りと、2014年の展望

今年のミャンマーでは、外国投資に影響を与える法改正が多数あった。成立した法律の数は全部で37であった。以下では、いくつかの主要分野について、最近の法改正と展望を概観する。

投資

2013年単独で、ミャンマー投資委員会（「MIC」）は、合計188の投資許可を発行した。そのうち、117が外国会社・合弁会社向け、71がミャンマー国内会社向けのものである。主たる投資分野は衣服・製造セクターで、その他は不動産開発や医療等であった。国家計画経済開発省・投資企業管理局（「DICA」）によれば、2013年11月30日時点で、合計440億米ドル以上の外国投資が許可された。

2013年1月までの主要な改正としては、DICAとMICが外国投資法（2012）に基づいて、施行規則や通知を発表したことが挙げられる。これらは、ミャンマーにおいて外国企業が従事することが許可される事業分野について詳細に分類し、その条件を定めている。加えて、改正ミャンマー国民投資法が7月に施行された。これは、外国投資法に基づいて投資をしている外国カウンターパートと、ミャンマー人投資家との間で、与えられるインセンティブのレベルを同等にするものである。

政府は、外国投資家にとってより魅力的な投資環境にするため、ミャンマーの法制度の改善を続けていくと述べている。2014年には、1914年に成立して以来100年を迎えるミャンマー会社法の改正が予定されている。また、投資を促進するため、外国投資法と国民投資法は統合される可能性がある。さらに、自由経済区、租税免除、中小企業促進制度等について定めた経済特区法の法案が2014年1月の議会において議論される予定である。

金融サービスと資本市場

金融サービス業に関しては、2つの重要な法律が2013年7月付けで施行された。一つは、ミャンマー中央銀行法、もう一つは証券取引法である。

中央銀行法は、中央銀行により強い自律性を認め、通貨政策や金融の安定について監視する権限を認めるものである。中央銀行は、大統領により指名され、議会によって承認される9人の取締役をもつことになる。中央銀行は、現在銀行業務に関する政策の見直しをすすめており、近い将来、一定の外国銀行がミャンマーにおいてコーポレート・バンキング業務に参入することを認めることが期待されているが、現時点では、そのような参入を認める通知は出されていない。

証券取引法は、2015年のヤンゴン証券取引所設立にむけて、2013年7月末に成立した。本法は、ミャンマーにおける資本市場規制について一般的な枠組みを提供するものであり、ミャンマーにおける全ての証券取引規制に関してライセンスと規制業務を担う証券取引委員会の創設等について定めている。

加えて、議会の銀行・金融機関発展委員会が、2014年1月の国会期間において、現在の金融環境に合わせて制度を近代化すべく、ミャンマー金融機関法（1990）の見直しを行うことが期待されている。

労働

2013年、労働・雇用・社会保障省は、雇用及び能力開発法とともに、最低賃金法と同法規則を公布した。

最低賃金法と同法規則は、最低賃金の決定に関する国家委員会によって定められる各種産業の最低賃金について、広い枠組みを構築するものである。雇用及び能力開発法は、ミャンマーにおける全ての労働者について労働契約の締結を要求し、スキル・トレーニングセンターの設立を義務づけるものである。

高度成長分野 - 電気通信と不動産

2013年6月のテレノール社（ノルウェー）とオレドー社（カタール）への国家電信ライセンスの付与は、ミャンマーの電気通信産業にとって、深い意義を有するものであった。従前、電気通信産業は、国営経済企業法のもと、ミャンマー国民にのみ認められていたが、今回初めて、外国投資が認められたのである。入札結果の公表から間もなく、議会での複数のラウンドに渡る議論を経て、2013年10月、電気通信法が成立した。翌年は、通信情報技術省が、パブリックコメントの結果を反映した電気通信法規則を公表することが期待される。

不動産部門における投資家は、コンドミニアム法の施行を心待ちにしている。コンドミニアム法案は、公共の議論に供するため、2013年11月10日、国営新聞において、公式に発表された。現法案によれば、同法は、外国投資家に対し、外国人所有率が40%を超えない限りにおいて、集合的に所有された建物における6階以上の部分のコンドミニアムユニットを購入する権利を与えるものである。